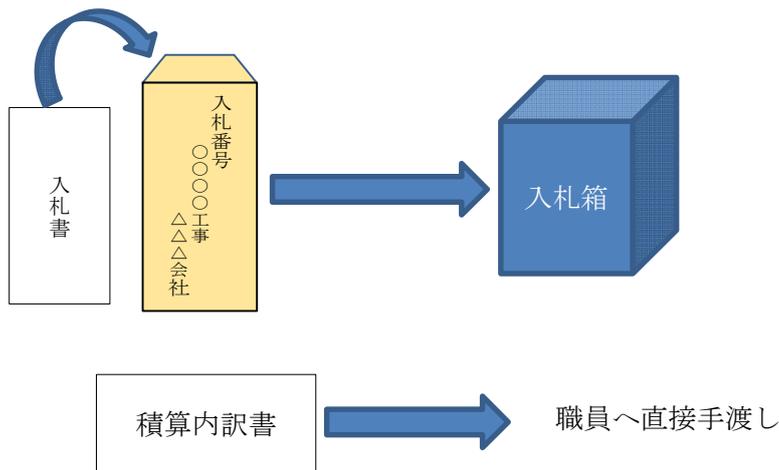


入札の際、積算内訳書の提出方法が変わります。

上野原市が発注するすべての入札案件について、これまで入札金額の積算根拠となる積算内訳書を作成し、入札書投函時に職員へ手渡していただく提出方法でしたが、平成29年8月1日以後の入札より、入札書と内訳書を同一の封筒に入れて入札箱へ投函していただきます。

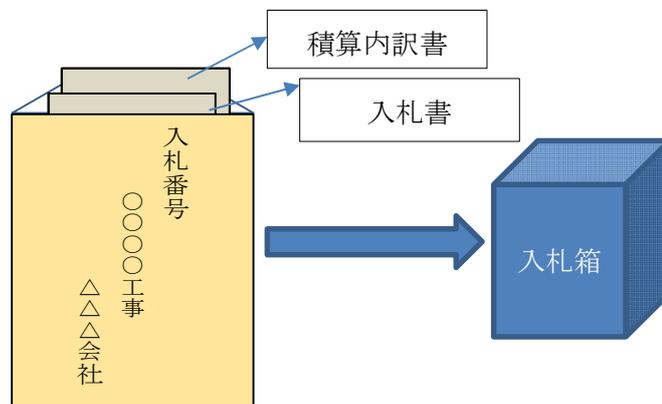
変更前

入札書を入札箱へ投函する際に、職員へ手渡し。



変更後

入札書と内訳書を同一の封筒にいれ、糊付け・封緘して入札箱へ投函。



注意事項

- ・平成29年8月1日以後の入札より適用となります。
- ・すべての工事、修繕、委託、物品等の入札案件に適用となります。
- ・入札書及び積算内訳書の封筒は必ず封緘してください。
- ・委任状は職員に手渡しで提出してください。
- ・積算内訳書には、案件名、履行場所、業者名、代表者名を記載してください。
- ・工事や修繕による数量内訳の設計金額合計までの積算内訳書として作成してください。

- ・工事・修繕の積算内訳書は、直接工事費、純工事費、工事原価、工事価格に区分し、各項目に該当する金額を記載してください。
- ・委託等の積算内訳書は、任意様式とし、規格・単位・数量・単価及び金額を記載し、一式等で記載しないでください。
- ・積算内訳書のサイズは原則 A4（縦・横自由）とします。また、封筒のサイズは、入札書及び積算内訳書が同封できればサイズは問いません。
- ・積算内訳書は、入札箱へ投函する入札書に対する内容で作成してください。
- ・談合等が疑われる事実が判明した場合は、積算内訳書を公正取引委員会等へ提出します。
- ・提出した積算内訳書は返却しません。

【無効となる場合】

- ・入札書と積算内訳書の金額が一致しないとき。
- ・積算内訳書に押印（使用印鑑届及び積算者印）がないとき。
- ・積算内訳書の不備（記入漏れや計算誤り等）

〒409-0192
山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市役所総務課管財担当
TEL 0554-62-3117
FAX 0554-62-5333